

# 第2回目の申し込み受付を 締め切りました。

## 防火管理者とは、収容人員とは

**防火管理者は**、その事業所建物の収容人員が一定以上の人員のところに必要です。事業所の管理権原者は防火管理者の資格を持った人を選任し消防署に届け出る義務があります。

この講習会（2日間）を修了すると防火管理者の資格を得ることができます。

**収容人員とは**、その建物に収容できる人の数で、算定方法は消防法令で決められています。（例えば、病院なら従業者の数、ベッドの数、待合室はその面積を3㎡で割った数のそれぞれの合計です。）

この収容人員が、不特定の人が集まる事業所（集会場、店舗、飲食店、ホテル等）や、災害時、老人・病人・幼児等避難する際に時間がかかるような人がいる施設では30人以上（特に特別養護老人ホームや高齢者認知症グループホームなどは10人以上です。）、これ以外の建物（事務所、工場、学校など）は50人以上が防火管理者が該当します。

以上は概要を記載していますので、詳しいことは、甘木・朝倉消防本部予防課 電話23-2752までお問い合わせください。

今年度の甲種防火管理新規講習の受付は  
全て終了しました